

訪問看護重要事項説明書 (医療保険対象者用)

令和 7 年 2 月 1 日現在

1. 事業所（ステーション）の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	若松区医師会訪問看護ステーション
所在地	北九州市若松区藤ノ木二丁目1番29号
管理者氏名	境 亜希子
電話番号	093-771-7101
FAX 番号	093-751-7299
医療保険指定番号	6590011
サービス提供区域	北九州市内

(2) 事業所の職員体制

	資 格		業務内容
管 理 者 サービス提供責任者	正看護師	常勤 1 名	従業者及業務の管理 訪問看護利用申込調整 訪問看護師の技術指導
訪 問 看 護 師	看護師	常勤換算方法で2.5人以上 とし、1名は常勤	主治医の指示を受け、訪問 看護計画に沿ってサービ スを提供する。
事 務 職 員		1 人以上	事務一般

(3) サービス提供の時間帯

営 業 日	営 業 時 間 帯
平 日	午前9時から午後5時まで
土 曜 日	午前9時から12時まで

但し、営業時間外については必要に応じ対応する。

営 業 し な い 日	日曜日、国民の祝日、 8月13日から8月15日、12月29日から1月3日
-------------	---

※緊急時訪問など、主治医が認める訪問はこの限りではありません。

2. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

一般社団法人北九州市若松区医師会が開設する若松区医師会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う介護保険法、後期高齢者医療制度（長寿医療）及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業はステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」）が介護保険法における

要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師（以下「主治医」という）が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者等（以下「利用者」という）に対し適切な訪問看護を提供することを目的とする。

（２）事業の運営方針

イ．事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切な事業の提供を行う。

ロ．事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行なう。

ハ．事業の提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（３）事業計画及び財務内容に関しては当事業所又は若松区医師会ホームページにて常時閲覧できます。

（４）サービスの特徴

事 項	内 容
訪問看護師の変更	変更を希望される方は申し出下さい。
従 業 員 研 修	採用時研修 採用後 1 ヶ月以内 継続研修 年 12 回

３．サービス内容

- （１）病状・障害の観察
- （２）清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- （３）褥瘡の予防・処置
- （４）リハビリテーション
- （５）ターミナルケア
- （６）認知症患者の看護
- （７）利用者や家族に対する療養生活や看護方法の相談、指導
- （８）カテーテル等の管理、指導
- （９）医師の指示による医療処置
- （１０）その他、療養上の世話

４．利用者負担金

（１）訪問看護療養費の利用者負担金

医療保険の適用がある場合は、各保険の規定に基づいて訪問看護療養費の一部（１割～３割）が利用者負担金となります。

徴 収 対 象	療養費負担の割合
後期高齢者医療受給者	療養費の 1 割～3 割 後期高齢者医療被保険者証で確認
医療保険の被保険者・被扶養者	療養費の 3 割
70 歳以上	療養費の 2 割～3 割 高齢受給者証で確認
義務教育就学前	療養費の 2 割（北九州市は 3 歳未満無料 3 歳以上小学校就学前 600 円/月 小学生 1,200 円/月 中学生以上 18 歳まで 1,600 円/月）

《訪問看護療養費》

療養費費目		費用内容
訪問看護基本療養費	①訪問看護基本療養費（Ⅰ） （ ）内は准看護師の場合	週3日まで 5,550円（5,050円）×訪問日数 *末期がん、神経難病等の利用者 週4日目以降 6,550円（6,050円）×訪問日数 *急性増悪・終末期等により、主治医から週4回以上の頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合、月に1回（気管カニューレを使用している状態にある者、もしくは真皮を越える褥瘡の状態にある者については月2回）に限り、指示の日から14日を限度に訪問看護ができる。
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500円 *入院中に外泊する患者であって次のいずれかに該当する者 ①特掲診療料の施設基準等別表7に掲げる疾病等の者 ②特掲診療料の施設基準等別表第8各号に掲げる者 ③在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者
	②難病等複数回訪問加算	4,500円（1日2回訪問した場合）×訪問日数 8,000円（1日3回以上訪問した場合）×訪問日数
	③長時間訪問看護加算	基準告示第2の3に規定する者で訪問看護が90分を超える場合 5,200円/週1回（15歳未満の超重症児又は準超重症児及び、15歳未満の小児であって特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者においては週3回）
	④夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	6時～8時、18時～22時 2,100円 22時～6時 4,200円
	⑤複数名訪問看護加算	4,500円（看護師等 週1回迄） 3,800円（准看護師 週1回迄） 3,000円（その他職員 週3回迄）⇒1日に1回の場合 6,000円（その他職員 週3回迄）⇒1日に2回の場合 10,000円（その他職員 週3回迄）⇒1日に3回以上の場合 ※その他職員に、看護師等を含む ※別に厚生労働大臣が定める場合に限り週3回
	⑥緊急訪問看護加算	診療所・在宅療養支援病院の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合 月14日目まで 2,650円/日（1日1回に限り） 月15日目以降 2,000円/日（1日1回に限り）
訪問看護管理療養費	⑦乳幼児加算	1日につき1,800円※1 1日につき1,300円 ※1 超重症児又は準超重症児及び特掲診療料の施設基準等別表第7・第8に掲げる者の場合
	⑧訪問看護管理療養費	1日目は7,670円 2日目以降3,000円×訪問日数※1 2日目以降2,500円×訪問日数 ※1 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満であり、特掲診療料の施設基準等別表第7・第8に掲げる者に対して相当な実績を有している場合
	⑨24時間対応体制加算	24時間対応体制加算 電話連絡対応、緊急時訪問看護対応 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合は、6,800円（月1回） 上記以外の場合は、6,520円（月1回）

	⑩特別管理加算	2,500 円/月 重症度の高い利用者の場合は 5,000 円/月
	⑪退院時共同指導加算	8,000 円
	⑫特別管理指導加算	2,000 円
	⑬退院支援指導加算	6,000 円 長時間の場合は、8,400 円
	⑭在宅患者連携指導加算	医師等と連携し、患者・家族への助言指導 3,000 円/月 1 回
	⑮在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	患者の急変時に、主治医等が患家を訪問し、関係者で診療方針 等のカンファレンスを行なった場合 2,000 円/月 2 回
	⑯精神科重症患者支援 管理連携加算	8,400 円(精神科在宅患者支援管理料 2 のイを算定する利用者) 5,800 円(精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定する利用者)
	⑰看護・介護職員連携強化 加算	2,500 円/月
	⑱専門管理加算	2,500 円/月
	⑲訪問看護医療 D X 情報活用加算	50 円/月
療養費 その他の	⑳情報提供療養費	1,500 円/月
	㉑ターミナルケア療養費 ※	25,000 円 (在宅等で死亡した利用者) 10,000 円 (看取り介護加算等を算定している利用者)
	㉒遠隔死亡診断補助加算	1,500 円

※㉑ターミナルケア療養費：在宅及び特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅及び特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む。）に対して、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上指定訪問看護（退院日の退院支援指導を含めて判断できる）を実施した場合。

《精神科訪問看護療養費》

療養費費目		費用内容	
精神科訪問看護基本療養費	①精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） （ ）内は准看護師の場合	週 3 日目まで 30 分以上 週 3 日目まで 30 分未満 週 4 日目以降 30 分以上 週 4 日目以降 30 分未満	5,550 円 (5,050 円) × 訪問日数 4,250 円 (3,870 円) × 訪問日数 6,550 円 (6,050 円) × 訪問日数 5,100 円 (4,720 円) × 訪問日数
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	8,500 円 *入院中に外泊する患者であって次のいずれかに該当する者 ①特掲診療料の施設基準等別表 7 に掲げる疾病等の者 ②特掲診療料の施設基準等別表第 8 各号に掲げる者 ③在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者	
	②精神科緊急訪問看護加算	診療所・在宅療養支援病院の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合 月 14 日目まで 2,650 円/日 (1 日 1 回に限り) 月 15 日目以降 2,000 円/日 (1 日 1 回に限り)	
	③長時間精神科訪問看護加算	基準告示第 2 の 3 に規定する者で訪問看護が 90 分を超える場合 5,200 円/週 1 回 (15 歳未満の超重症児又は準超重症児及び、15 歳未満の小児であって特掲診療料の施設基準等別表第 8 に掲げる者においては週 3 回)	
	④複数名精神科訪問看護加算	4,500 円 (看護師) ⇒1 日に 1 回の場合 9,000 円 (看護師) ⇒1 日に 2 回の場合 14,500 円 (看護師) ⇒1 日に 3 回以上の場合 3,800 円 (准看護師) ⇒1 日に 1 回の場合	

		7,600 円（准看護師）⇒1 日に 2 回の場合 12,400 円（准看護師）⇒1 日に 3 回以上の場合 3,000 円（看護補助者）⇒週 1 日に限り
	⑤夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	6 時～8 時、18 時～22 時 2,100 円 22 時～6 時 4,200 円
	⑥精神科複数回訪問加算	4,500 円（1 日 2 回訪問した場合）×訪問日数 8,000 円（1 日 3 回以上訪問した場合）×訪問日数 ※精神科在宅患者支援管理料 1 又は 2 を算定する利用者

訪問看護管理療養費とその他の療養費に関しては、《訪問看護療養費》及び《精神科訪問看護療養費》共に、共通算定項目となります。

《ベースアップ評価料》

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）： 780 円（月 1 回）
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）： [イ～ソ]10～500 円（月 1 回）

料金説明及び加算の説明を受け、同意しました。 _____ ㊞

（2）その他料金の利用者負担金

交通費（医療保険及び介護保険適用外の場合は交通費の負担あり）

休日加算金 日曜・祝祭日の訪問 1 回につき 1,000 円

ただし、特別訪問看護指示書での訪問の場合、加算金は発生いたしません。

キャンセル料 利用者の不在によりサービスが中止になった場合は、キャンセル料 300 円を頂く場合があります。緊急やむを得ない事情が無い限りなるべく前日までにご連絡ください。 連絡先電話番号 093-771-7101

訪問看護時間延長料 訪問看護時間が 2 時間を超える場合 30 分につき 500 円

エンゼルケア（臨終の際の処置）10,000 円

（3）その他サービスの実施に必要な利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担となります。

（4）領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行致します。

（5）料金の支払方法について

毎月 20 日までに前月分の請求を致します。

お支払い方法は口座自動引落し（郵便局・銀行）及び現金の中からお選びいただきます。

5. サービスの中止、終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望される場合は、一週間前までにお申し出下さい。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了もしくは中断致します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

(3) 健康上の理由による中止

- ・利用者が医療機関に入院された場合はサービスを一時中止致します。
- ・サービス利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。

その場合は、家族・主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

(4) その他

以下の場合、文書で通知することにより即座にサービスの提供を中止させて頂く場合があります。

- ・利用者が事業者に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを三ヶ月以上遅延し、事業者からの催告に応じない場合。
- ・利用者が正当な理由もなく、サービスの中止を繰り返した場合。
- ・利用者又は、家族の方等が当事業所の訪問看護師に対して、本サービスの提供を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合。
- ・サービス提供場所（利用者宅）が著しく危険な状態、状況にある場合。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医・救急隊・利用者の家族等へ連絡をします。

主 治 医	医 療 機 関 名	
	主 治 医 氏 名	
	電 話 番 号	
ご 家 族	氏 名	
	電 話 番 号	
	住 所	

7. 事故発生時等における対応方法

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。なお、当事業所では全国訪問看護事業協会と損害賠償保険契約を結んでおります。
- (3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生

を防ぐための対策を講じます。

8. 個人情報の取り扱い

当事業所では、利用者に安心してサービスを受けて頂くために安全なサービスを提供するとともに、利用者の個人情報の取り扱いにも万全な体制で取り組んでいます。（別紙「若松区医師会における個人情報の利用目的」参照）

9. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- （２）虐待防止のための指針を整備します。
- （３）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- （５）サービス提供中に、当該ステーション看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 業務継続計画の策定

- （１）当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- （２）看護師等に対し業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

11. 感染症対策

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- （１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- （３）事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、各種認定証に記載された内容を確認させていただきます。保険証に変更があった場合は速やかに当ステーションにお知らせ下さい。

尚、オンライン資格確認の義務化により、マイナンバーカードをモバイル端末で読み取り医療保険の資格情報の確認をさせていただきます。本事業で確認させていただくのは、保険証情報のみで、サービス提供にかかわる目的以外に利用することはありません。

13. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室	相談窓口担当者	境 亜希子
	ご利用時間	月～金曜 午前9時～午後5時 土曜 午前9時～午後12時
	ご利用方法	電話 771-7101 面接 若松区医師会訪問看護ステーション

14. 事業者の概要

名称・法人種別	一般社団法人 北九州市若松区医師会	
代表者名	会長 古賀 雅之	
所在地・連絡先	所在地	北九州市若松区藤ノ木二丁目1番29号
	電話番号	093-761-5367
	FAX 番号	093-751-3933

若松区医師会における個人情報の利用目的

1. 医療・介護サービス提供

- (1) 当会の提供する医療・介護サービス
- (2) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、行政機関等との連携
- (3) 医療機関、介護サービス事業者、行政機関等からの照会への回答
- (4) 患者様・利用者様の看護、介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (5) ご家族等への状況説明
- (6) その他、利用者様への介護サービス提供に関する利用

2. 診療費・介護給付費請求のための事務

- (1) 当会での医療保険、介護保険、公費負担医療、公費負担介護等に関する事務および委託
- (2) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (3) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (4) 公費負担介護に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- (5) その他、医療、介護および公費負担医療、介護等に関する請求の利用者負担金請求のための利用

3. 当会の管理運営事務

- (1) 会計、経理
- (2) 事故等の報告
- (3) 当該患者様・利用者様の医療・介護サービスの向上
- (4) その他の当会の管理運営業務に関する利用

4. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

5. 当会において行われる医療・介護実習への協力

6. 医療・介護サービスの向上を目的とした当会内での症例研究

7. 外部監査機関への情報提供

1. 利用目的

- ・「若松区医師会における個人情報の利用目的」（上部）に明記。
- ・利用目的に追加・変更が生じた場合は、「利用目的の変更通知書」にてお知らせいたします。

2. 利用期間

- ・サービス提供契約期間に準ずる。

3. 利用条件

- ・個人情報の提供は必要最少限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用いたしません。
- また、契約期間外においても第三者に漏らしません。

令和 年 月 日

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項及び個人情報の取扱いに関して説明しました。

<事業者>

所 在 地 北九州市若松区藤ノ木二丁目1番29号

事 業 者 名 若松区医師会訪問看護ステーション

代 表 者 名 古賀 雅之 (印)

<説明者>

所 属 若松区医師会訪問看護ステーション

氏 名 (印)

私は、訪問看護サービスの開始にあたり、事業者より本書面に基づいて重要な事項及び個人情報の取扱いに関して説明を受け、その内容に同意するとともに訪問看護サービスの開始に同意いたします。

<利用者>

住 所

氏 名 (印)

<利用者代理人（選任した場合）>

代理人住所

代理人氏名 (印)

(続柄)